

内部監査の実施状況について

(令和7年1月20日現在)

秋 田 労 働 局

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監 査 結 果 の 概 要	講 ず る 措 置
局総務課	令和6年11月5日 (自局職員)	○ 会計経理事務に関する事 ○ 管理事務に関する事 ○ その他	・ 職員が週休日等に出勤していたにもかかわらず、超過勤務手当が支払われていない。	・ 対象職員が週休日等に出勤した際に登退庁管理簿へ記入しなかったことから、出勤の事実を把握できなかったものであり、今後は週休日等の出勤の際は事前に届け出ることを周知徹底した。 また、勤務時間管理員においても登退庁記録の確認を徹底することとした。
局内労働保険 徴収室 外 9 課・室	令和6年10月18 日から10月25日 にかけて実施	○ 会計経理事務に関する事 ○ 管理事務に関する事 ○ その他	・ 指摘事項特になし。	/
秋田労働基準 監督署 外 5 署	令和6年10月4日 から10月31日 にかけて実施	○ 会計経理事務に関する事 ○ 管理事務に関する事 ○ その他	・ 出勤簿に複数の記入漏れが認められた。	・ 勤務時間管理員が日々書類の確認を徹底することとした。
秋田公共職業 安定所 外 1 0 所 (出張所 3 所含む)	令和6年10月1日 から10月30日 にかけて実施	○ 会計経理事務に関する事 ○ 管理事務に関する事 ○ その他	・ 職員の超過勤務時間に誤りがあり、追給が必要になった。 ・ 前回監査で指摘された誤りが訂正されていない。 ・ 職員が週休日等に出勤していたにもかかわらず、超過勤務手当が支払われていない。	・ 超過勤務時間のチェックを複数人で行うこととした。 ・ 担当者だけでなく管理者が確認を行うこと、複数人での確認を行うこととした。 ・ 当該出勤時に行われた業務の具体的内容が明らかでなかったため超過勤務時間として把握されなかったものであり、今後は勤務時間を適正に管理するとともに、週休日等における勤務は原則として行わないよう注意喚起を行った。